

<県大会種目別注意事項>

*全 体

- ・演武時間は、1分30秒～2分とする。ただし、単演の部は1分～1分15秒、小学生の部は時間制限がない（ただし、6構成）。
- ・他の武階の拳士と組む場合は、武階の高い方の種目に出場すること。ただし、二つ以上武階が離れてはならない。（例、初段と三段は組めない。初段と1級は可である。）ただし、1の一般三段以上、6女子三段以上では、その武階以上であれば離れていても良い。4・8・11・14・21・22・23・24の級拳士の部は、武階差不問。
- ・1～4、10、11、16、19、21～24、27～33 男女混合可である。
- ・組演武で使用できる技は、それぞれの守者が使用できる科目までとする。
- ・すべての演武で、三人掛は不可とする。ただし、33の部は除く。
- ・胴の使用は可とする。

*21～33（小学生・親子・障がい者）の部

- ・21～26の部は少年錬成大会の規定でもよい。
- ・27の部の子供の年齢は小学生以下とする。また、祖父母と孫の組み合わせも可とする。子供が各構成最後の技の極め、固めを行う。子供に対する逆技（極め、固め、投げ）は構成全体で禁止する。
- ・33の「障がい者の部」に出場希望の場合は、事前に所属長を通じて県連審判委員会にお問い合わせください。

*30～32（団体演武）の部

- ・団体演武で使用できる技は、補欠を含まない出場拳士のうち最上級資格者の使用できる科目までとする。
- ・団体演武の構成は、第1・6構成は単独演武、2～5構成は組演武（2人1組）とする。単独演武は、以下の法形から選択し、一方向のみ行う。
天地拳第1～6系、義和拳第1・2系、龍王拳第1・3系、龍の形、紅卍拳、白蓮拳第1系
また、各構成の動きは、各組が同一の動きを行う。小学生については、号令・気合いを合図として用いても良い。

*34・35（運用法）の部

- ・男子同士、女子同士の2名1組で出場する。他の種目と兼ねなければならない。
- ・公認ヘッドガード、公認ボディプロテクター、公認拳サポーター、ファールカップ（メーカー不問、道着の下に着用）を使用する。

*36（弁論）の部

- ・以下よりテーマを選び、A4縦書きの400字詰め原稿用紙で本文が4枚までとする。所定の表紙を添付すること。（B4版の縮小コピーでもよい）
 - A「現代社会における少林寺拳法による人づくりの意義」
 - B「東日本大震災での復興支援活動を通じて見えてくる少林寺拳法の価値」
 - C「自分の可能性を信じるとは」
 - D「少林寺拳法を始めてからの自分の変化について」
 - E「少林寺拳法を修行して、私はこのように変わった」
 - F「少林寺拳法を修行して、私はこのような体験をした」